

事業番号 2022 - 官房 - 新23 - 0013

令和4年度行政事業レビューシート (内閣官房)

事業名	児童手当等交付金に必要な経費			担当部局庁	内閣官房副長官補		作成責任者		
事業開始年度	令和5年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	こども家庭庁設立準備室(福祉・保健政策担当)		参事官 山口 正行		
会計区分	年金特別会計子ども・子育て支援勘定								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号)第18条、19条 ・児童手当法施行令(昭和46年9月4日政令第281号)第5条			関係する計画、通知等	児童手当法第19条に規定する交付金の取扱いについて(内閣総理大臣通知 平成27.5.14府子本第102号)				
主要政策・施策	子ども・若者育成支援、少子化社会対策、男女共同参画			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	<p>別紙のとおり。 なお、本事業は平成26年度末まで厚生労働省において実施し、平成27年度より内閣府において実施している。平成24年8月に可決・成立した子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年度より子ども・子育て支援新制度が施行され、内閣府へ子ども・子育て本部が設置された。子ども・子育て本部においては、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等に対する財政支援や児童手当の支給等について一元的に行うこととし、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしている。 (厚生労働省作成平成27年度行政事業レビュー「子どものための金銭の給付交付金に必要な経費」(事業番号676))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前の事業名:児童手当等交付金に必要な経費 ・変更前の事業番号:2022-府-21-0147 								
実施方法	負担								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度要求	-	
		補正予算	-	-	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-	-	
		予備費等	-	-	-	-	-	-	
		計	0	0	0	0	0	1,246,311	
	執行額	0	0	0	-	-	-		
	執行率(%)	-	-	-	-	-	-		
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	-	-	-	-	-	-			
令和4・5年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和4年度当初予算	令和5年度要求	主な増減理由					
	児童手当等交付金	-	1,203,003						
	特例給付等交付金	-	43,308						
	計	-	1,246,311						
活動内容 (アクティビティ)	○支給対象 中学校修了まで(15歳に達した日以後最初の3月31日まで)の児童を養育している方 ○支給額(児童1人当たりの月額) ・所得制限限度額未満の場合 3歳未満 一律15,000円 3歳以上小学校修了前 10,000円(第3子以降は15,000円) 中学生 一律10,000円 ・所得制限限度額以上の場合(特例給付) 一律5,000円 ※令和4年10月支給分から特例給付の対象者に所得上限(年収1,200万円相当)を設定								
	活動目標	活動指標		単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込	5年度活動見込
活動目標及び活動実績 (アウトプット)	児童手当受給者数	活動実績	人	-	-	-	-	-	
		当初見込み	-	-	-	-	-		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	4年度活動見込	
	本事業は、市町村が児童手当の支給に要する費用の一部を交付するものであり、単位当たりコストの算出にはなじまない			単位当たりコスト	-	-	-	-	
			計算式	-	-	-	-		

定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由		定性的な成果目標と令和元年～令和3年度の達成状況・実績						
	定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標	児童手当は、要件に該当する者(0歳～中学校卒業までの児童を養育する者)に対して支給するものであるため、定量的な目標を設定することは困難である。		児童手当の支給により、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。					
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標	実績	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
		児童手当受給者数	目標値	人	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	-	-
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック	
政策評価、新経路・財政再生計画との関係	政策	23. こども・子育て支援の推進							
	施策	30. こども大綱及びこども・子育て支援の推進	政策評価書URL						
			該当箇所						
事業所管部局による点検・改善									
国費投入の必要性	項目			評価	評価に関する説明				
	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。			○	少子化が進行する中で安心して子育てできる環境を整備することは喫緊の課題であり、本事業は、子育て家庭の経済的負担の軽減を求める声に対し子ども及び子育て家庭を支援するため、児童手当支給対象者に現金給付を行っており、国民や社会のニーズを反映している。				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			○	児童手当法において定められているため、国が実施すべき事業である。(地方自治体、事業主の負担あり)				
事業の効率性	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。			○	子育て家庭は経済面での支援を求める声も強いこと等から、子ども及び子育て家庭を支援するという明確な政策目的の達成手段として児童手当法に基づき支給されており、優先度が高い事業である。				
	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			-					
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。			-					
	競争性のない随意契約となったものはないか。			-					
	受益者との負担関係は妥当であるか。			-					
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。			-					
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			-					
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。			-					
事業の有効性	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			-					
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			-					
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。			-					
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。			-					
関連事業	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。			-					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			-					
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。			-					
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			-					
	事業番号			事業名					
点検・改善	点検結果			-					

改善結果

改善の
方向性

-

外部有識者の所見

—

行政事業レビュー推進チームの所見

—

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

—

備考

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成23年度	厚生労働省0896			
平成24年度	厚生労働省0778			
平成25年度	厚生労働省0662			
平成26年度	厚生労働省0666			
平成27年度	新27-0005			
平成28年度	0108			
平成29年度	0111			
平成30年度	0118			
令和元年度	内閣府 - 0127			
令和2年度	内閣府 0128			
令和3年度	2021 府 20 0143			

※令和3年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

